

令和 5 年 9 月 20 日

建設常任委員会資料

第364回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第101号議案 損害賠償請求反訴控訴事件に係る出訴 …………… 2

土 木 部

第101号議案 損害賠償請求反訴控訴事件に係る出訴

水道管の損傷事故を原因とした損害賠償請求反訴事件（神戸地方裁判所令和3年（ワ）第1468号）について、令和5年9月12日、判決の言渡しがあり、この判決を不服として、控訴を提起しようとする。

1 控訴の相手方

有限会社コーヨ建設（尼崎市元浜町1丁目2番地の3）

2 控訴の内容

金19,887,604円及びこれに対する令和2年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

3 控訴の要旨

- (1) 令和元年5月14日、神戸県民センターが発注した千苺ダム水道補償施設仮設工事（以下「本件工事」という。）の施工に際し、神戸市の水道管を損傷し、漏水させる事故（以下「本件事故」という。）が発生したが、本件事故は、本件工事を受注した相手方が請負契約に定める工事施工の確認及び施工計画の遵守を怠ったことにより発生したものであり、本件事故の原因は相手方にあることから、本件事故の復旧に要した費用は全て相手方が負担すべきものである。
- (2) 本県は、本件事故に伴い相手方が施工した復旧工事以外の復旧工事に係る費用を負担し、相手方に対して当該費用を請求しているが、相手方は当該費用の支払に応じないことから、当該費用の回収を図るため、訴訟を提起したところ、令和5年9月12日に言渡しのあった原判決は、当該費用の支払を求める本件の請求の一部を棄却した。
- (3) 前記費用の請求は適正なものであり、これを一部棄却した原判決には法令の解釈に誤りがあるから、控訴を提起する。

4 本件工事の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事名 | 二級河川武庫川水系羽束川 ^{ほつかがわ} 千苺ダム水道補償施設仮設工事 |
| (2) 工事箇所 | 神戸市北区道場町平田 |
| (3) 契約額 | 31,553,280円 |
| (4) 受注者 | 有限会社コーヨ建設 |
| (5) 工期 | 平成31年1月22日から令和元年11月9日まで |

5 本件事故の概要

- (1) 事故発生日 令和元年5月14日
- (2) 事故発生箇所 神戸市北区道場町平田（工事箇所と同じ）
- (3) 事故の概要 原告が地盤への薬液注入作業中に神戸市の水道管を損傷し、漏水が発生
- (4) 周辺住民への影響 水道管が2系統あったため、断水等の大規模な公衆損害はなし

6 訴訟の概要

本件事故について、県から本件工事の受注者であるコーヨ建設に対し、県が負担した下表1の②の復旧費用の支払を請求した訴訟（以下「反訴」という。）において、一部敗訴（下表2の放水量の一部、時間内人件費及び事務費は認められず。）となった。県は、この判決を不服とし、控訴を提起する予定である。

なお、コーヨ建設は、下表①の工事代金の支払を求めて、県を被告として請負代金請求訴訟（以下「本訴」という。）を提起していたが、原審において請求が棄却されている。

【表1】関係工事の状況

区分	訴訟請求		金額		対応	
	コーヨ建設	県				
※1 本件 工事	R1.11.8完成 [契約額]	前払金	—	—	15,800,000円	県が支払済 (県→コーヨ建設)
	31,553,280 円	残金	請求 (提訴)	— (応訴)	15,753,280円 ①31,956,520円	コーヨ建設が受取りを拒 否したため、県は供託済
復 旧 工 事	復旧工事[その1]※2				16,203,240円	原告が負担済
	復旧工事[その2]※3		請求 (反訴)		②19,887,604円	県が負担済 (県→神戸市・別業者)

※1 本件工事：事故発生までにコーヨ建設が施工し、県が完成を認定した工事

※2 復旧工事[その1]：コーヨ建設が本件工事以外に施工し、県がその費用を負担すべきと主張している工事

※3 復旧工事[その2]：コーヨ建設の代わりに県が実施した水道管破損部分の補修工事及び神戸市水道局が実施した断水回避のための別系統への切替えに要した費用

【表2】損害賠償請求内訳

内 訳	請求額	判決	差	摘 要
神戸市水道局直営 作業分	18,883,204	16,061,085	2,822,119	人件費、水道代、事務費等
A (放水関係)	(12,083,472)	(11,841,444)	(242,028)	放水量26,960m ³ ×415円/m ³ ×消費税 放水量26,420m ³ △540m ³ 分重複計上と判断
A (人件費)	(5,967,919)	(4,169,289)	(1,798,630)	うち時間内 1,798,630円 時間内は固定費なので損害とは認められず
(車両関係)	(50,352)	(50,352)	(0)	
(事務費)	(781,461)	(0)	(781,461)	事務処理基準により算定されたのみで、 具体的費用内容が不明
B 破損箇所溶接工事 分(外部委託)	648,000	648,000	0	
C 地中空洞探査分 (外部委託)	356,400	356,400	0	道路陥没の危険性把握
合 計	19,887,604	17,065,485	2,822,119	差額2,822,119円

- ・損害賠償請求額19,887,604円のうち、原判決では放水量の一部、職員の勤務時間内の人件費及び事務費に係る請求は認められず、それ以外の17,065,485円のみが認められた。
- ・放水量の一部が認められなかった理由は、復旧作業工程に重複があるというものであった。
- ・人件費の時間内部分の請求が認められなかった理由は、固定費であって、事故の有無にかかわらず、神戸市が支払うべきものであるというものであった。
- ・事務費の請求が認められなかった理由は、具体的にどのようなことについて支払われたものなのか、内容が不明確であるというものであった。

7 訴訟の論点

コーヨ建設の主張	県の主張
<p>本件事務については、以下のとおり、県に責任が認められるものである。</p> <p>① <u>県が発注した設計図面に書かれた神戸市水道管の位置が誤っていたため、当該水道管を損傷した。</u></p> <p>② (県の主張③に対して) 薬液注入地点を変更することについては、事前に県の指示又は承諾があった。</p>	<p>本件事務については、以下のとおり、コーヨ建設に責任が認められるものである。</p> <p>③ 原告自らが施工計画書に記載した薬液注入地点を<u>県との協議を行わずに変更</u>しなければ水道管の損傷は回避できた。</p> <p>④ 原告は<u>試掘による目視確認や、埋設物の管理者に立会を求める措置を怠った。</u></p> <p>(※上記③④下線部は、いずれも「土木請負工事必携」に規定)</p>

8 事件の経緯

- R元. 5.14 本件事務発生
- 5.17 事故復旧完了
- R 2. 2.28 県とコーヨ建設の和解協議が決裂
- 3.12 コーヨ建設代理人から兵庫県建設工事紛争審査会へ調停申請書の提出
- 7. 7 建設紛争審査会第1回審理開催
- 9.17 建設紛争審査会第2回審理開催
- 解決に向けた合意の見込みがないため、建設紛争審査会の調停打ち切り
- 11.11 神戸地方裁判所から本訴に係る訴状が送達
- 12.24 第1回期日(口頭弁論)
- R 3. 3. 4 第2回期日(口頭弁論)
- 反訴に係る出訴について兵庫県議会で可決
- 5.20 第3回期日(口頭弁論)
- 8.26 反訴提起
- 9. 9 第4回期日(書面による準備手続)
- 11.11 第5回期日(書面による準備手続)
- R 4. 2.10 第6回期日(書面による準備手続)
- 4.28 第7回期日(書面による準備手続)
- 7. 7 第8回期日(弁論準備手続)
- 9. 6 第9回期日(弁論準備手続)
- 11. 1 第10回期日(弁論準備手続)
- 12.15 第11回期日(弁論準備手続)
- R 5. 3. 7 第12回期日(弁論準備手続)
- 5.18 第13回期日(口頭弁論)(弁論終結)
- 9.12 判決言渡し